

2015年7月29日

「安全保障関連法案に対する声明」

私たち、イエス・キリストを主と告白する日本アライアンス教団は、戦後70年間、日本の救いと祝福と世界平和を願い祈ってきました。それは、第二次世界大戦中、キリスト教会の多くが、聖書の教えである「あなたには、わたしをおいてほかに神があってはならない。出エジプト記20章3節」に反して国民儀礼の名のもとで宮城遥拝を行って天皇を崇拜し、「あなたの敵を愛しなさい。ルカによる福音書6章27節」との教えがあるにもかかわらず、戦争推進の国政に異を唱えなかったことに対する強い反省と悔い改めの上に立つゆえです。そして、神からいただいた命、また、その人権が、守られることを願い、聖書の教えに従い、すべての人々のために祈ると共に、統治者である政府や国会議員のためにも祈り、見守ってきました。

それゆえ、昭和45年に、戦没者及び国事に殉じた人々の英霊を祀ることを目的とした靖国神社国家護持法案が、国会に上程された時には、私たち日本アライアンス教団は、信教の自由、平和憲法が脅かされることを危惧して、教団年会（年次総会）において反対決議をし、反対の声明を出しました。そして、それ以来一貫して、このような動きに反対して来ました。

そして戦後70年の節目の年に、政府が平和のための抑止力と称して、憲法9条の解釈変更、集団的自衛権行使容認などを含む安全保障関連法の制定を推し進めていることに、私たちは大きな危惧を抱いています。いかに抑止力のためと称しても、実際に想定される事態が起きれば、憲法の定める専守防衛の枠を超えて、自衛隊による、海外での武力行使が行われることになるからです。

それは「あなたの敵を愛しなさい。ルカによる福音書6章27節」「彼らは剣を打ち直して鋤とし、槍を打ち直して鎌とする。国は国に向かって剣を上げず、もはや戦うことを学ばない。イザヤ書2章4節」との聖書の教えに反するゆえに、私たちは受け入れられません。また、憲法前文、第9条の平和主義に反します。

日本は、「武力による威嚇 又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」とある第9条を持つからこそ、国際紛争を平和的に解決できる役割を担い得ると考えます。

従って、憲法前文に「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと願う」とあるように、武力によって紛争を解決しようとする国際情勢に加わるのではなく、和解の推進による平和的解決を訴え続け、それを担うことが、私たち日本アライアンス教団の使命であると考えます。

それ故に、私たち日本アライアンス教団は、憲法9条の解釈変更、集団自衛権行使容認などを含む安全保障関連法の制定に対して、強く反対します。

私たちは、現政権が、憲法前文にある通り「全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成する」ために、尽力くださるよう強く要望し、主イエス・キリストに祈り続けます。

宗教法人

日本アライアンス教団

理事長 田中

